2003年10月27日 大阪大学 法学部 三年生 YELEMING

離婚事件における国際裁判管轄の問題

名古屋地裁平成11年11月24日判決

報告の流れ

- 事案の概要
- 本件における日本の国際裁判管轄をめぐる争点
 - 1. 離婚の訴え
 - 2. 親権者指定の申し立て
 - 3. 慰謝料請求の訴え
- > 本判決の意義

事案の概要



争点1、離婚の訴え当事者の主張

被告の主張



- 1. 被告の住所地国 及び国籍は米国 である。
- 被告は日本で応 訴するには困難 があり、しかも、 応訴すると過大 な経済的負担を 負うことになる。
- →国際裁判管轄は 米国にある。

- 1. 原被告の婚姻 共同生活地は 日本である。
- 2. 被告は日本で 応訴するには 障害がない。
- →国際裁判管轄 は日本にある

原告の主張



争点1、離婚の訴え学説



• 夫婦双方の住所または被告の住所 が日本にある場合、当然として、日 本の国際裁判管轄が認められる。 (松岡博著『国際家族法の理論』 2002.3の159頁以下を参照)

- ・ 被告の住所が日本にない場合(松岡博 著『国際家族法の理論』2002.3の159頁以 下を参照)
- 1. 夫婦のいずれの住所地国の管轄をも認める見解
- 2. 被告住所地原則 被告の住所地国の 管轄を原則とし、特別な事情のある場 合に限って、原告の住所地国の管轄を 認める見解

争点1、離婚の訴え過去の判例



最大判昭39・3・25

離婚の国際裁判管轄の有無を決定するにあたっても、被告の住所が日本にあることを原則とすべきである。ただし、原告が遺棄された場合、被告が行方不明である場合、その他これに準ずる場合、に、原告住所地の例外管轄が認められる。

最判平8.6.24

「離婚訴訟においても、被告の住所は国際裁判管轄を決定するに当たって考慮すべき重要な要素であり、被告がわが国に住所を有する場合にわが国の管轄を認められることは当然というべきである。」

「しかし被告が日本に住所を有しない場合であっても、原 告の住所その他の要素から離婚請求とわが国の関連性 が認められ、わが国の管轄を肯定すべき場合のあること は、否定し得ない」

争点1、離婚の訴え本判決



被告が日本に住所を有する場合、 又は被告が日本に住所を有していない場合であっても、原告が 日本に住所を有し、原被告の婚 姻共同生活地が日本である場合 に、日本は国際裁判管轄を有する。

●私の意見

本判決の立場に賛成します

争点 2、親権者の指定 当事者の主張

被告の主張



- 1. 親権者指定の申し 立ては離婚の訴え に付随するものであ る。
- 2. 二子は米国の国籍を有している。
- →国際裁判管轄は米国 にある

- 1. 離婚判決と同時に 親権者指定をしな ければ。(民法81 9)
- 二子は日本の国籍を有している。
- 3. 正義公平を維持 するために。
- →国際裁判管轄は 日本にある。

原告の主張





親権者指定の裁判の国際裁判 管轄は、離婚の訴えの国際 裁判管轄を有する国(民法819 条)及び子の住所地の所 在する国が有すると解するのが 相当である(家事審判規則70 条、50条)。

子の住所地国の管轄を認める時の問題点とその解釈

問題点1

A国で夫婦の一方が離婚の訴えとともに親権者指定の申立てを提起してもまたB国においても子と権者指定の裁判を提起している配偶者が親を提起している。 場合は、訴訟経済に反いないのに、親権者が指定しないのに、親権者が指定されてしまうという錯綜した。 とはないのに、親権者が指定されてしまうという錯綜した法律関係を生じうる。

解釈

- 1. 実際には、A国で訴訟が提起された場合に、<u>B国にいる相手は応訴するのが</u> <u>通常であるので</u>、法律関係が複雑となることはそれほど多くない。
- 2. たとえB国において親権者指定の裁判 も提起されたとしても、二重の訴訟追 行を要することや、訴訟経済に反する ことになり、また応訴を強制される相 手にとっては不利益であるが、このよ うな場合に、子の福祉を訴訟経済や、 相手の不利益に優先させるべきであ る。
- 3. たとえB国の裁判所の親権者指定の 判決が先に確定したとしても、これは 日本で効力を認められる可能性があ り、子の福祉の観点からも望ましい。

子の住所地国の管轄を認める時の問題点とその解釈

問題点2

配偶者に無断で子を本国に連れ帰って、親権者指定の裁判を提起した場合、常に国際裁判管轄を認められることになり、当事者間の公平を害するのでは?

解釈

親権者指定の申立て の国際裁判管轄が常に 認められるとしても、離 婚の訴えの国際裁判管 轄まで認められるわけで はないので、離婚の訴え (については相手方の住) 所地において提起ないし 応訴せざるをえないから、 当事者間の公平が害さ れることにはならない。

子の住所地国の管轄を認める時の問題点とその解釈

問題点3

日本における離婚 の訴え及び親権者指 定の申立てに対する 判決に先んじて他国 において親権者の裁 判が確定し、これが日 本において効力を有 するとされることは、 民法819条 と整合し ない。

• 解釈

この場合に、日本の離婚の訴えの判決 主文においては、親 権者指定の判断をし ないものと解すれば 足りる。

争点3、慰謝料請求の訴え 当事者の主張

被告の主張



離婚に伴う慰謝 料請求は離婚に 付随するもので あるので、国際 裁判管轄は米国 にある。 被告が無断で出国し、原告を遺棄した事実は、不法行為であり、不法行為地であり、義務履行地である日本国に国際裁判管轄がある。

原告の主張



争点3、慰謝料請求の訴え



離婚に伴う慰謝料請求の国際裁判管轄については、その原因となる事実が離婚原因と同一であるか、そうでなくとも重なる部分が多いから、離婚の訴えの国際裁判管轄に従うべきであるし、また、本件においては、不法行為地(民事訴訟法五条9号)が日本であることが明らかであるから、日本が本件慰謝料請求の国際裁判管轄を有すると解するのが相当である。

本判決の意義



本判決は、離婚訴訟の国際裁判管轄について、最 大判昭39・2・25、最判平8・6・24の判決を踏まえて、 両判決の意見を総合し、被告の住所が日本にある場合 に日本の国際裁判管轄を認めるとともに、原被告の婚 姻共同生活地を離婚請求の要素とし、特段の事情がな い限り、原告の住所と婚姻共同生活地が日本にあれば、 日本の国際裁判管轄を認めるとした。

また、親権者指定の申立てと慰謝料の請求は離婚訴訟から独立した訴えではなく、それに付随するものであるが、本判決は、この二つの訴えに関する国際裁判管轄権の有無についても判断の基準を提供したので、離婚事件に関する国際裁判管轄の問題について、相当前面的な判断を示した。特に、親権者指定の申立てについて、この住所地国の国際裁判管轄を認めるべきかどうかという問題を、法律状態の安定と子の福祉との間のバランスを図りながら論じたので、この問題の判断基準の確立に大きな意味を持つと思われる。